

平成 30 年第 2 回定例会 総務政策常任委員会

平成 30 年 7 月 6 日

谷口委員

それでは、最初に県有施設におけるコンクリートブロック塀についてお伺いしたいと思います。先月 6 月 25 日の本会議での一般質問で、県立学校についても取り上げさせていただき、その際に要望として、県有施設についてもしっかりと調査、対策をしてほしいということを申し上げました。その関連で幾つかお伺いしていきたいと思いますが、まず、今回の職員の皆様による調査というのは、どういった内容の調査を行っているのか、確認させてください。

財産経営課長

今回の調査は、大阪府のブロック塀倒壊事故を踏まえ、まずは早急に県有施設の中で、囲いのたぐいの設置状況を把握するための調査を行っております。具体的には、施設の管理を担当する職員に、囲いの有無、囲いの種類、ひび割れ、破損、傾きなどの劣化状況を確認してもらい、更にコンクリートブロック塀の場合は建築基準法施行令に定められた設置基準に照らし、ブロック塀の高さや長さ、控え壁の有無などを併せて確認してもらい、報告を受けております。また、囲いの写真や配置図も送ってもらっております。

谷口委員

それでは、少し質問の中でも申し上げましたが、建築基準法の施行令が過去のブロック塀の事故を受けて引き下げられました。現行基準に合致しない疑いがある施設というのもあるのですが、これは恐らく今の 2.2 メートルという規定に外れているものだと思うのです。改めてこの基準がいつ頃に定められたのか、お伺いします。

施設整備課長

コンクリートブロック塀の基準については、建築基準法、先ほども説明しておりますが、施行令で昭和 46 年 1 月に初めて定められた基準でして、その当時は高さの規定は 3 メーター以下ということになっておりました。その後、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震のときに、コンクリートブロック塀の倒壊による死亡事故が多数発生し、このコンクリートブロック塀の危険性が指摘されました。そういうことを受けて、昭和 56 年 6 月に基準が改正施行されて、そのときに高さ 2.2 メートル以下に改正されたものです。

谷口委員

それで、御報告の中に現行基準に合致しない疑いのある施設が 91 施設、米印で合致しない施設でも、設置当時の基準に合致していれば違法ではないということも書かれているのですが、そうすると法的に言うと、確認ですが、合致していないからといって違法であるとは限らないという認識でよろしいのでしょうか。

施設整備課長

今、私の方で御説明しましたのは、例えば、昭和 46 年から 56 年の間に、高さ 3 メートルのものが設置されたとしたら、それは昭和 56 年以前ですので、いわゆる基準不適格ということですので、基準は改正されたとしても改めて申請

し直す必要もなく、法に違反しているということではありません。しかし、老朽化が進んで著しいひび割れや欠損といったものが発生している状況を判断して、補強や造り変える際には、その時点の現行基準に合わせたものにするといったことが管理者としての責務があるのではないかと思っている次第です。

谷口委員

今の御答弁を聞いて安心しました。昭和 56 年 6 月以前のもので 2.2 メートルを超えているものは違法ではないが、やはりきちんと行っていただくということは、答弁を伺って安心しました。ある意味、そっちの方が古いわけで、中も外も含めて傷んでいるということでしょうから、そこはしっかりと行っていたいと思います。一方で、ブロック塀以外の囲いについても、今回、調べているということで、例えば、万年塀のようなものというのは、何か規制する基準というのはあるのでしょうか。

施設整備課長

まず、万年塀については、建築基準法による高さなどの基準はありません。万年塀というのは、鉄筋コンクリート製の溝がついている支柱を立てて、それを土の中に埋め、その支柱の間にコンクリート製の平たい板を上から落とし込んで築造する塀という形です。この柱やその板については、もう規格として寸法等が決まっていますので、それを組み立てていくということで、おのずと間隔や高さも決まっていくということも含めて、特に基準法等で高さ等の定めはないということです。

谷口委員

ちなみに、高さの規制の基準はないのですが、分かる範囲で過去にそういうもので事故が起きたことというのは、記憶にはありますでしょうか。

施設整備課長

私の知っている範囲で、直接万年塀で事故があったということは記憶しておりません。

谷口委員

過去にも記憶の範囲内では事故がないということですが、こちらの方もしっかりと調べていただきたいと思います。それで、施設の職員の方によって今回は調査結果を受けてこういうものが出てきたということで、今後、技術職員の方がしっかりと見ていくわけですが、この数で言うと、相当時間がかかるという感じがするのですが、大体それぞれの大きさや長さ、時間もそれぞれ変わるかもしれません、1 施設当たりどれくらいの時間を要するのか、お伺いできればと思います。

施設整備課長

一義的に施設の管理を担当する職員に調べてもらったということですが、いろいろな囲いの種類を調べて、それからコンクリートブロック塀であれば、一応寸法も測ることでしたが、私も技術職が行くことになれば、やはりもう一度、本当にブロック塀なのかどうか、目視も含めて、劣化の状況、あるいは鉄筋が出てるような鉄筋の膨れによるひび割れなのかどうか、欠損の位置もどういった位置にできているのだろうか、あるいはぐらつきなども、押してみて本当にぐらぐらするのか。それから、ブロック塀のてっぺんに笠木

と言っている押さえるものがありますが、それすらも本当に動くものかどうか、そんなことも我々としては、技術職として調べなければいけないということもあります。そういったことから考えますと、想定ですが、どう考えても午前中1施設、午後1施設くらいの一日がんばっても2施設くらいが、限界ではなかろうかと思っている次第です。

谷口委員

そうすると、現在、劣化が認められるもの57施設、現行基準に合致しない疑いがある施設は91施設、恐らく、重複しているものもあるかもしれません、全体としてどれくらいの日数を要するのか、その辺りをお伝え願えればと思います。

施設整備課長

何とも言えないところではありますが、早速これから組立てをして、2人で1チームをつくるということです。これは、いろいろ事故の関係、あるいは計測の関係もありますので、2人で一つの組をつくりて調査してまいりたいと思っております。暑い時期というところもありますので、そんなことも加味しますと、やはり夏休みが終わり、8月から9月くらいまでかかるのではないかと思っている次第です。

谷口委員

しかし、8月、9月というと、真夏の暑い中で熱中症にも気を付けていただきながら行わなければならないので、そこは急ぎつつも、技術の職員の皆様の健康を害しないように行っていただきたいと思います。

確認ですが、コンクリートブロック塀は、本来は中に鉄筋を入れていなければいけないのに、鉄筋が入っていなかったケースということも過去にあったと思います。それで、事故が起きたということです。今回、(公社)日本エクステリア建設業協会の皆様からいろいろ御意見を頂いたりしているようですが、鉄筋はきちんと入っているかどうかという確認は、今回はどうされるのでしょうか。若しくは、非常にコストもかなりかかってということなのか、その辺りをお伺いできればと思います。

施設整備課長

この前、専門家と言われるブロック塀診断士の方からのアドバイスも受けたりしました。そういうことで、鉄筋を探査する機械、ピンキリと言いましょうか、高価なものだと100万円以上もするという話も伺っております。それだと、ハンディー型でもないし、持ち運びも大変ということもあります。鉄筋があるか、ないかだけで、本当に安全性が確保できているかどうか、そこは100%は分からぬわけですが、例えば、劣化の状況は全然良さそう、高さも問題ない。では、全部安心かと思ったら、実は鉄筋が一本も入っていなかったという、かえってそちらの方が危険なのかもしれません。そういったことも含みますので、私どもとしてもハンディー型、ある程度簡易性のものの鉄筋探査機を購入し、鉄筋の有無や間隔について調査しようということを考えているところです。

谷口委員

ハンディー型を購入してやられるということで、安心しました。今後、精査というか、綿密に調べていき、撤去なり、若しくは新設を壊して新設しなけれ

ばならないということになると、それなりの予算もかかるかと思うのですが、その辺りの措置というのは、例えば、今、現行の持っている整備費みたいなものの中でやれるのか、それとも9月、12月で補正を組まないと足りないようになってくるのか、その辺りのことをお伺いできればと思います。

施設整備課長

仮に調査の結果、倒壊の危険性がかなり高いのではないかという判断を下し、撤去をすべきだろうということになった場合だとしても、隣地との関係もあります。それから、コンクリートブロック塀の下に、例えば、擁壁みたいなものがあつたりする場合もあります。それから、ブロック塀の大体内側は植え込みだつたりするといったこともありますので、距離が施設によって全然違います。そういったことがありますので、一概に1施設に幾らくらいかかるというのは、なかなか今の状況では言えない状況です。今後は、補修で済むのか、全部取り替えてまたブロック塀で積むのか、もう軽いネットフェンスみたいなものにするかということもありますので、ある程度の長さの範囲であれば、既決の予算の範囲で、私ども各種営繕費というのを持っておりますので、その中で緊急のものは対応していきたいと思います。それでも、とても量が多くて賄えないということであれば、今、委員のお話のように全序的に、例えば、補正ということもあるかもしれません、まずは、早急にそういった既決予算で対応していきたいと考えているところです。

谷口委員

いろいろ確認させていただきましたが、今回の高槻市の事故も新聞報道ですが、法定検査の中で業者の方が調べていたが、高さを見逃してしまったということもあつたりしておりますので、しっかりと調べていただき、当然暑い中ですから、健康には留意されながら調べていただきて、ここで問題なかったが、数年後にそれによって事故が起きたとならないよう、是非、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に、RPAというのを聞いていきたいと思います。RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションということですが、ロボティックといつても人間の形をしたロボットを使うわけではなく、我々が行っている単純作業をコンピューターのソフト等を使って自動化し、作業を効率化するというか、単純な作業は全部コンピューターの方で行っていただくということと理解してよいかと思うのですが、今、こうしたRPAとか、AI技術というのが、いろいろなところで話題になっているのです。このRPAについては取り入れている企業もありますし、一部自治体の方で取り入れ始めているところもあるようです。こうしたことについて、お伺いしたいと思います。また一方で、働き方改革、いかに効率的に仕事をしていくかということにもつながってこようかと思いますので、まず、このRPAについてお伺いしたいのですが、冒頭にも少しお話しさせていただきましたが、そもそもRPAというのはどのようなものなのか、確認したいと思います。

情報企画課長

RPAですが、パソコン上のデータ入力や出力、それから各種データ形式の変換や検索といった操作をあらかじめソフトウェアロボットと呼ばれるソフ

トに登録しておくことで、人間がパソコンを操作しなくても、パソコンが自動的に作業を行うといったものです。あらかじめ登録された操作を繰り返し行うことができますので、大量かつ継続して行うような単純作業が適していると言われております。

谷口委員

メリットって、分かりやすく言うとどのようなことになるのでしょうか。

情報企画課長

メリットの一つ目としては、あらかじめ登録された操作手順に従って、正確に処理することができます。例えば、データを貼りつける場所や送付先を間違うといった人為的なミスを防ぐことができます。また、二つ目としては、人間よりも速く処理することができ、24時間いつでも作業ができますので、大量の作業であっても短期間で処理することができます。このように、人手がかかつっていたパソコン作業を正確かつ迅速に処理できるということが、主なメリットです。

谷口委員

送付先を間違うって、時々、送っちゃいけない人のところに送ってしまうというケースもあり得るということで、そういう意味では大きなメリットだと思いますし、確認ですが、単純作業、日中行っていたものを、例えば、5時になって帰る前に全部仕込んでおいて、夜中の間に行ってくれて、朝来たらきちんと調っているということも可能なのでしょうか。

情報企画課長

民間の事例を聞いている限りでは、セットしておいて、人間がそばについていなくてもパソコンが自動的に作業を終わらしてくれるということは聞いております。

谷口委員

一部で試験的にということも含めてだと思うのですが、導入を始めた自治体もあるかと思うのですが、都道府県レベルで、もし導入しているところがあれば、どういった状況なのか、お伺いしたいと思います。

情報企画課長

RPAを導入した都道府県としては、京都府が昨年度に試験的ですが、導入しております。具体的には、京都府が新たにオープンデータ専用のホームページを開設するに当たり、過去25年分の統計データを掲載する作業にRPAを活用しました。京都府に確認したところ、1,200回分の掲載作業が発生したということですが、職員が手作業で行う場合の10分の1程度の時間で完了したとのことです。

谷口委員

行っている仕事内容によっては相当効率化できるというか、人手を割くことができるということなのだろうと思うのです。まだ平成30年4月から始めたばかりのところもあるかと思うのですが、いずれにしても京都府で試験的に始めて、一定の効果が出ているようですので、本県でも、今、残業をどうやって少なくしていくかということも議論されている中で、一気に入れるというのは難しいのでしょうか、仕事内容によってはこのRPAが非常に効果的だという

分野もあるかと思うので、そうしたことを、是非、積極的に活用していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

情報企画課長

県では、届出や申請の受付をはじめ、多種多様な業務を職員がパソコンにより処理しておりますので、RPAを活用できる業務の範囲というものは広いと考えております。そこで、今年1月にICTに関する全庁的な取組の調整を行うICT推進調整会議で、RPAを取り扱う事業者によるプレゼンテーションを実施し、RPAの利用イメージや効果について情報提供を行いました。その後、情報企画課が中心となってRPAの検討に着手し、現在、作業を進めているところです。

谷口委員

今年1月に業者にプレゼンしてもらって、イメージを少しつかんでいただいて、今、着手したというところですが、現状どうなのでしょうか。

情報企画課長

RPAを導入し、県庁全体として大きな効果を得るために、自動化が向いている業務を洗い出し、それぞれの業務におけるパソコン作業をソフトウェアロボットに実行させたときに、どの程度の効果が見込まれるのか、これを十分精査する必要があります。現在、情報企画課ではRPAに向いていると思われる作業、例えば、紙で受理した大量の報告書を一件一件電子化して県のホームページに掲載するといった作業だとか、大量の届出内容をインターネット上のウェブサイトに掲載されている情報と一件一件照合をして確認する作業、こういった作業について洗い出しを行っているところです。

谷口委員

確認ですが、今、紙を電子化と言ったのですが、これはデジタルのデータにするのではなく、PDF化ということでよろしいのでしょうか。

情報企画課長

PDF化にする、画像としてのデータ化ということです。

谷口委員

そうしたことであれば、特に中身を人が確認する必要はないと思うので、非常に手間が省けるという感じだと思うのですが、ただ一方で、恐らく新しいことをやろうとすると、なかなか皆様の取つかかりが大変だとか、そこに行くまでの準備で、うつとなってしまうところがあるかと思うのですが、そういうことも含めて、今後、どうやって、いかに省力化が図れるかとか、職員の皆様に知っていただく、そして、またそれが早く帰れるということにつながっていくということを皆様に知っていただくことが大事だと思うのですが、そうしたことも含めて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

情報企画課長

RPAの導入に当たりましては、まずは大きな削減効果が見込まれる業務などに限定し、試験的に導入をして、RPAを実際に動かしてみた結果や、費用対効果というものを十分に検証する必要があります。今後は、情報企画課で洗い出した業務について、業務所管課にヒアリングを実施し、RPAを取り扱う事業者にも助言を頂きながら、対象業種の絞り込みを行う予定です。

一方、県の業務は個人情報などの重要情報を取り扱う場合が多いので、RPAの導入に当たりましても、情報セキュリティーの確保について十分考慮していく必要があります。今後は、こうした課題についても整理しながら、試験的導入に向けたモデルをつくり、ICT推進本部の下、全庁的な検討を進めてまいります。また、RPAの導入は、現在、県が全庁を挙げて推進している働き方改革の取組に沿うように進めることが重要ですので、試験的に導入した結果、効果が十分に見込まれる場合は、働き方改革の観点からもしっかりと議論し、全庁展開を図っていきたいと考えております。

谷口委員

是非、一つ成功例をつくっていただき、まずは、急いでほかの部署にアピールできるものを一つがんばってつくっていただきたいと思います。

もう一方のAIのことでお伺いしたいのですが、先日、ある業者からAIを活用した例として、社内というか、庁内でそれぞれ職員の方が分からなかったときに、先輩に聞いていたことを、全部、今までの知識をまとめたもので、チャット形式で質問すれば、過去の経験も踏まえて的確な答えが返ってくるということを行っている企業もあったのですが、こうしたことも一つ活用例かと思うのですが、これはRPAではないですけれども、こうしたことについてはどうなのでしょうか。

情報企画課長

AI、人工知能ですが、これを活用した自動応答サービスについては、実用化が始まっているところですが、現時点では、正解率の向上が課題であるという意見も伺っております。都道府県の事例ですが、埼玉県で今年度、庁内の問い合わせ業務にAIを活用して、職員からの質問にリアルタイムに自動応答するヘルプデスクの実証事業を行うこととしております。今後、こうした他団体の事例を情報収集しながら、AIの有効性についても研究してまいりたいと考えております。

谷口委員

今日は、RPAとAIについてお伺いしてきました。様々なハードルはあるかと思いますが、是非、取り入れていただき、働き方改革もありますし、県民サービスの向上にしっかりとつなげていっていただきたいと思います。

三つ目ですが、ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについてお伺いしたいと思います。今回の報告の中にもありました、このファンドで新しいものを組成したということですが、まずその目的と県の出資額について、改めて確認させていただきたいと思います。

ライフイノベーション担当課長

当ファンドは、未病産業、最先端医療産業など、今後の成長が期待されるヘルスケア分野の産業創出及び社会的課題の解決につながるベンチャー企業を支援することを目的しております。県の出資額は1億円でして、平成29年度の予算で議会でお認めいただき、出資しております。

谷口委員

投資先は、具体的にどうやって決めていくのでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

当ファンドの運営は、ファンドの組成の趣旨を理解した上で、応募しておりました事業者の中から、県が選定しました(株)キャピタルメディカ・ベンチャーズが無限責任組合員として行うことになっております。金融商品取引法上、ファンドの業務執行については、この無限責任組合員に限定されております。ファンドの投資先決定の仕組みについては、このファンド運営者であります無限責任組合員が、その専門性を生かして投資候補先の目利きを行った後、有識者等で構成します投資検討会という検討を経て、最終的には、この無限責任組合員、弁護士、会計士で構成する投資委員会の場で決定します。

谷口委員

今回、資本者、投資先とも決定したと資料の中にもありますが、簡単にどういったベンチャー企業に投資するのか、お伺いします。

ライフイノベーション担当課長

投資先4社についてですが、1社目は、マンモグラフィーに変わる革新的な医療機器の開発等を行っております医療機器分野のベンチャーです。2社目については、ライフサイエンス医療分野におけるデータ活用に向けた独自の人工知能等の開発を行っているデータ活用・AI分野の企業です。3社目については、子育てをする方に安心と快適を提供する公共エリアへの設置が可能な省スペースの個室ナーシングルームを開発しております子育て分野のベンチャーです。そして4社目ですが、人が誕生の際に、独自に持っておりますゲノム情報と環境や時間により変化していく、いわゆるエピゲノムという情報があるのですが、それに基づく独自の検査技術を活用した解析ソフトを開発しておりますゲノム解析分野のベンチャーです。以上のように、投資対象はヘルスケア分野で非常に多岐にわたっております。

谷口委員

県として1億円を出資しているわけですが、投資先、県内の企業に限るという縛りはかけていますでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

ファンドの投資先については、県内に立地しているベンチャーに限定しております。当ファンドの目的は、運営者であります無限責任組合員が主体となり、成長が期待されるヘルスケア分野の産業創出、社会的課題解決につながるベンチャーを支援するということにあります。また、ファンドとしては、リターンを出していくことが最大の目的でもあります。したがいまして、県外企業であっても、県内事業者との間で取引や連携関係を持つ、又は県内において事業を実施するなど、県経済に貢献するとともに、ヘルスケア分野で社会的課題を解決することが期待されます将来有望なベンチャーを幅広く投資対象としております。

谷口委員

今、リターンが大事だということも御答弁されました。ファンドを組成したら出口戦略は、基本的には株式の公開で、それによってリターンを得るということが基本原則だと思うのですが、もし株式公開まで至らない場合は、恐らく経営者なり、それからその会社の関係者に引き取ってもらうということになるかと思うのですが、出口戦略としてファンドの運用結果が明らかになるという

のは、いつ頃というのを見込んでいるのでしょうか。

ライフィノベーション担当課長

ファンド自体の運営結果が明らかになりますのは、全てのファンドの運用が終了し、当ファンドの精算の時点として、具体的には平成39年の12月以降ということになります。

谷口委員

以降ということは、基本は10年で行って、たしかあと2年間は延長できるとなつたわけですが、もし4社全て株式公開に至らなかつたという場合はどういったことが、この県が出資した1億円というの、どういうことになると想定されるのでしょうか。

ライフィノベーション担当課長

今、4社というお話がありました、現時点で当初に投資したところが4社ということですが、当然、ベンチャーファンドですので、成功するベンチャー、そこまで至らないベンチャーもありますので、リスクはあります。ですので、当然、成功するところからはリターンがありますが、例えば、途中で事業自体難しくなるベンチャーもありますので、そういう意味では、このファンドという仕組みの中で行っていく中では、リスクがあります。ただ、リスクをなるべく減少するために、先ほど答弁させていただきましたが、実際に、これまで過去の実績をヘルスケア関係のベンチャーに投資した実績を持っておりますファンドの運営者に目利きをしていただき、専門家に実際の事業を見ていただいて投資をしているということですので、できる限りそれを減じるような形で、我々もこれまでこのファンド組成に至っているという状況です。

谷口委員

最初の方で御答弁された神奈川県にも回り回って貢献していただくという企業を選んだということですが、やはり見ると、今のところ、4社のうち1社だけしか県内企業ってないです。例えば、県内の企業で開発したものが、いち早く県民の皆様が享受できるということも視野に入れなければならないと思うのですが、そうした部分も含めて、いかに神奈川県民の皆様に、目に見えるメリットとして還元していくのか、その辺りのところはどのように考えているのか、お伺いします。

ライフィノベーション担当課長

このファンド自体、社会的インパクト評価という、先ほど少し委員も言及されました、実際に投資した先がどれだけの事業が社会に対してインパクトを与えていたかというところを、定量的、定性的に示していくというのも導入するということを発表させていただきました。その投資先が社会的な課題にどう貢献しているのかというのを、それにより明らかにしていくということで、県民の方々に実際に革新的な技術、商品、サービスの持つ価値を知っていただくという機会をつくってまいります。

また、今後はそのファンドの運営者が持つ病院や介護などのネットワークや、県の持つ参加型の実証フィールドといったものを活用して、県民の皆様にいち早くそうした商品、サービス、技術が実感していただけるよう取り組んでいくということになっております。

谷口委員

ここはしっかりと、本当に目に見える形で、アピールも含めて行っていただくようにお願いします。これは、出口戦略の話とも関わりますが、やはり1億円という安くはない、少なくはない金額を投資しているわけで、しっかりとリターンを出してもらって、県財政にも貢献していただくのが、目的の二つのうちの大きな一つだと思いますので、それを達成するために、県として、今後、どう関わっていくのか、お伺いします。

ライフィノベーション担当課長

県としては、今後、主に三つの観点からファンドの運営に対して関与してまいりたいと考えております。一つ目は、ファンド運営者に対して、投資候補となる優良なベンチャー企業を積極的に紹介していくということです。二つ目は、ファンドで投資したベンチャー企業に対し、県のほかのベンチャー支援策を活用するとともに、関連企業とのマッチングや海外ネットワークなど、県の持つリソースをフルに活用して、支援してまいります。三つ目は、社会的インパクト評価を公表していくことで、ベンチャー企業の新たな企業価値を創出していくということです。こうした取組を通じて、ヘルスケア分野の産業創出と社会的課題の解決につながるベンチャーの育成に努めてまいります。

谷口委員

これは10年、若しくは最長12年の運用というか、投資になるので、これは恐らく担当の方も代わっていくでしょうから、しっかりと引き継いでいただき、きちんとリターンが出て、そして企業として育って、またそれが本県にしっかりと貢献していただけるように、引継ぎも含めて、しっかりと関わっていただくようにお願いします。

次に、マイME-BYOカルテについてお伺いしたいと思いますが、少し目標などを聞こうと思ったのですが、今年、50万人を目指すということだと思います。今、その恐らく10分の1強くらいまで来ていると思うのですが、本年度、かなり高い目標なので、これをどうやって行おうと思っているのか、お伺いします。

次世代社会システム担当課長

本年度は、まずこれまで取り組んできました電子母子手帳やウォーキングキャンペーンなど、市町村との連携を強化すること、より多くの方々にマイME-BYOカルテの周知を図ってまいります。そして、また健康経営に取り組むCHO企業においても、企業対抗ウォーキングなどを通じて、従業員の健康づくりや健康管理にマイME-BYOカルテの活用を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年度、マイME-BYOカルテに小中学生を対象とした学童健診のデータ管理機能を追加しておりますので、学校を通じて保護者の方々に対してチラシを配布するなど、広報普及を図っているところです。こうしたことに加えて、特に本年度については、民間のヘルスケアアプリとの連携や、いわゆるSNSなどを通じた広報普及を図ることで、目標の達成を目指していきたいと思っております。

谷口委員

確かに私も登録させてもらいましたが、スマホの歩数を測ると連携してきちんと入っていくので、ある意味使いやすい、また、ウォーキングというのは、一つの登録をしてもらうきっかけになるかと思うのですが、その一方で、最初の登録が面倒くさいです。途中で萎えてしまうというか、名前を入れたり、いろいろなものを入れていくのに途中で嫌になってきてしまうという人も多いのではないかと思うのですが、その辺りの入り口対策を、しっかり工夫して行っていくことが大事だと思うのですが、それについて何か考えておりますでしょうか。

次世代社会システム担当課長

登録をより簡単にできるように、本年度、マイME-BYOカルテの登録時に入力する項目を登録に不可欠な名前、メールアドレス、生年月日、性別、郵便番号、住所の6項目に絞る改修を行いました。今後、更に新規登録を行いやすくするために、いわゆるSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスと連携し、既に登録された情報などを基に、例えば、ワンクリックでマイME-BYOカルテに登録できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

是非、それは行っていただきたいと思います。最近、ほかのものでも、フェイスブックでログインやグーグルアカウントでログインなど簡単にやれるので、そこをしっかりと連携していただき、どこと行うのかは分かりませんが、有名どころ、みんながアカウントを持っているところを選んでいただきて、しっかりそこの入り口のところは対応していただきたいと思います。あとは、アプリの画面なども、今も魅力的ですが、更に魅力的にするように何か考えてもらいたいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

次世代社会システム担当課長

まず、今年度、アプリのトップ画面の歩数をメインとした画面に変更し、見やすく、分かりやすい歩数が表示できるようにするとともに、キャンペーンなどに簡単に参加できるといったボタンを設置してまいりたいと考えております。また、アプリデータの読み込みのスピードアップや、マイナンバーとの連携による自動でのデータの収集など、今後もより使い勝手のよいものに改善を進めてまいりたいと考えております。

谷口委員

要望にしますが、今後、SNSとの連携も行うのであれば、SNSを通じた広告など行ってみたり、それから、いろいろ課題があるかもしれないですが、せっかく県のサーバーにデータを頂いているので、個人情報との関連もクリアしながら、今後はこうしたデータを県の施策に生かしていくということも視野に入れながら、いろいろなつくり込みをしていっていただきたいと要望させていただきます。

最後に、(株)湘南国際村協会について、1点だけ聞きます。いろいろ今日も質疑がありましたが、私が今日、一つ提案させていただきたいのは、今、貸し会議室の事業って、活発に行われている業者もいます。今年4月、生産性本部のところを会議室の業者が買収をして運営を始めましたが、この辺りといろいろ連携しながら、ノウハウというか、コンサルという点も含めて、しっかりと

ノウハウをもらい、又は連携して取り組んでいくということが大事ではないかと思うのです。先ほどの新役員の方の紹介もありました。やはり現場でいろいろ困って、事業を展開してきた方の知恵をもらうということが、今後、非常に大事になってくるかと思うのですが、最後にこの点について、お伺いします。

地域政策課長

ただいま委員から御指摘がありましたが、現在、湘南国際村センターの隣に貸し会議室事業を全国展開している上場企業があります。そこと(株)湘南国際村協会の間において、それぞれの部屋の空き状況等を見ながら、客室や会議室を相互に融通し合ったり、あるいはお客様をあっせんすることについて、今年の5月に覚書を締結しました。現在、その覚書に基づいて、企業、団体向けの営業強化に(株)湘南国際村協会は取組を始めているといった状況ですので、是非、そういう企業の実践ノウハウも十分に生かしながら、売上げ向上につなげていきたいと考えております。

谷口委員

交通の便は若干大変かもしれないですが、良いロケーションだと思いますので、ことしつかり連携しながら、本当にこれ以上厳しい状況にならないよう、あらゆる工夫をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

意見発表

谷口委員

公明党県議団として、意見、要望を申し上げます。

まず、県有施設におけるコンクリートブロック塀等の設置状況調査についてです。高さが現在の基準の2.2メートルを上回っているが、設置された年の関係では違法になっていないものもしっかりと対応していく。また、コンクリート内部の鉄筋についても、ハンディー型の検査機を購入して調べるということですので、安心しました。今後、県が管理する施設で大阪府北部地震と同様の事故が起きないよう、しっかりと対応していただくよう要望します。

次に、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションやAI技術の導入についても、働き方改革の観点、県民サービス向上の観点から積極的に導入していくよう要望します。

次に、ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについては、1億円という県費を投入しておりますので、出口、つまりリターンをしっかりと出せるよう、投資先のベンチャー企業が展開する事業が県民の方々に目に見えるメリットとなるように取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

次に、マイME-BYOカルテについては、今年度に利用者50万人を目指すことですが、この目標は現状を考えるとかなり高いハードルですし、登録者数ではなく、利用者ということですので、相当の工夫と努力が必要と思われます。目標達成に向けて質疑でも申し上げましたが、SNSとの綿密な連携など、使い勝手の向上、各種イベントの活用を積極的に行っていくように要望します。また、このカルテで集まったデータについては、個人情報保護の問題をクリアしつつ、今後の県の施策に生かせるよう工夫していただくようお願いし

たいと思います。

最後に、(株)湘南国際村協会については、貸し会議室の事業などを行う企業としっかりと連携し、ノウハウを得るなど、ビジネスマインドをもって経営改善に取り組むよう要望します。

以上、意見、要望を申し上げてまいりましたが、本常任委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表を終わります。